

衆議院

大蔵委員會議録第五十八号

昭和二十五年四月二十四日(月曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

11

委員長 川野 芳藏君

理事岡野 清豪君 理事北澤 直吉君

理事小峯 柳多君 理事小山 長規君

理事島村一郎君
理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事内藤 友明君

大内 一郎君
甲木 保君

佐久間 徹君 田中 啓一君

苦米地英俊君 三宅 則義君

宮腰 喜助君 田中織之進君

出席政府委員

大藏事務官
三十一
立案、
一部皆

佐藤 良孝

大藏事務官
平田政一郎

平田 櫻一 良友

大島 寛一

實金課長

大藏事務官
舟山
正吉君

（銀待局長）

今日の会議に付した事件

米國対日援助見返資金特別会計から
する電気通信事業特別会計及び国有
林野事業特別会計に対する繰入金並
びに日本国有鉄道に対する交付金に
関する法律案(内閣提出第六五号)

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案
(内閣提出第二二五号)

租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第一七二号)

○川野委員長　これより会議を開きます。

川島委員 若干質疑が落ちていましたので、補足的に質問をいたしたいと思えます。

外資導入の促進の課税の特例であります。が、おおむね三百五十万円以下の所得に対しては、半額を控除するといふことが原則になるわけであります。が、この機会にちよつとお尋ねしておきたいのは、アメリカのマージナル・プランを実施いたしております西諸諸国における、これと関係のあるような税法はどういふふうになつてゐるか。日本と同じような特別措置を講じておるものであるか。特別措置があることとすればどの程度のものであるかといふことについて、当局に調査したものがありますれば、それをお聞かせ願ひたいと思つてゐます。

平田政府委員　今世界の各国におき
ても、やはりアメリカからの投資
は何とか得たいというような一般
的な希望が多いのでございまして、
それぞの国におきまして相当それ
らの投資を誘引するような税法上
の措置も、考

えられておるようであります。ただあまりこまかいことはわかりにくいのでございますが、イギリスとフランスの

場合は若干調べたのでございますが、それについて御参考までに申し上げておきたいと思ひます。まずイギリスにおきましては、イギリスに居住します外国人の勤勞所得でございますが、この所得につきましては、やはり外国かからイギリスに送金されてイギリスで使つた分に對してだけ課税するといふ措置を講じておるようでございます。従ひましてアメリカの本国で受取ると

いうような場合においては、そういう
本国内で受取る分に對しては課税しな
い、このような措置を講じておるよう
に見受けられます。その他の点につき
ましては、たとえば学校の教授等につ
きまして、特別な相互條約のもとに
きまして、特別な相互條約のもとに
免税措置を講じておるようございま

つきまして、もう少し調べたいと思つたのでございますが、税法上におきましては特に措置も講じていないよう

でございます。實際上課税の措置におきまして相当軽減いたしましたして、アメリカに比較しまして重くならないようにな措置を講じておるように聞いておるのであります。なおその他小さい例といたしましては、たとえばポルトリコあたりはいろいろ軽減措置を講じているようでございます。その他そういつたような税が大分あるように聞いておりますけれども、あまり細目のことは今調べたのございません。大体以上

でございます。

○川島義員　そうすると、政府で今調べられた概括的なものによりますと、日本における今回の特別措置は、世界的には税法としてあまり類例のないものだ、こういうふうに理解してさしつかえないわけですか。

○平田政府委員 さつき申しましたように、今回提案しておりますのは、外国で受取った部分は所得に算入しないことになっております。これはイギリスの場合と同様かと思います。フランスの場合においても申しましたように、実際上負担が半分程度になるような措置を講じているように聞いてお

ります。実際的には大分近いような措置を講じているように見受けられるのであります。ただ今回の措置の中に特定の業種を限定いたしまして、その業種に外資が入つて来た場合に、その外資と一緒に入つて来ますところの

勤労所得者の給與所得について、特別措置を講じているわけでありませう。このような点についてははつきりそのよ

うな措置を講じておけば——今のところそういう点は見当らないのでございますが、先般も申し上げたように、日本の所得税は同じ所得といたしますと、アメリカに比べて著しく高くなつております。先般お配りしました表によつてわかりますように、この軽減措置を講じても、なおかつアメリカカの所得税よりもまだ高い負担をするというところに相なりますので、これは所得税法の特殊性といたしまして、必要

やむを得ない実情でないか、かように考へておるのであります。なお従来ドル所得に対しましては全然課税してなかつたのでありますが、これを今回課税することになつたわけであります。二箇年間の経過措置といたしまして、半額控除の方法を講じております。

が、このような制度はこれは私どもは特別の措置でございしますので、あまり例を見ないかと思えます。大体外国の例と比較しますと、そのような点が問題になるかと思えます。

○川島委員 これについてはいろいろ話を聞いておるのがありますが、本来なら先般の税法の改正のときに、こ

その筋を通して政府に対する抗議的な
サゼンシュンのようなものが出て来
て、こういうものを急拠やらなければ
ならぬというようなことが言われてい
る。その真偽は別であります。が、そ
ういつた特別の措置を法案に出すに至
るまでの実際の経過というものを、速記
録に残すということは、考慮の余地が
あるといたしますならば、速記をとめ
てでもさしつかえないのであります
が、この法の措置を講ずるに至りまし
た実際の経過というようなことについ
て、特別な説明を要する点があるとい
ういたしますならば、それを一つ率直
に説明してもらえば、たいへんけつ
こうだと思ふのであります。いかが
でありますか。

○平田政府委員　先般も大臣か政務次官からかお話があつたと思いますが、今回の措置はやはりあくまでも日本のために、日本側において自主的にやる措置だと私も考えております。外資についても日本の経済に一刻も早く自立経済を樹立するという見地と、文化の方面においてもなるべく外国の知識を吸収しまして、発展向上をはかるといふことが急務でございますので、そのような見地から考えまして、税の負担上どちらかと申しますと障害になつてゐるような事項を、これで排除しようというような点がおもなる点であります。今申し上げましたように、この措置をやりまして、アメリカの場合でございしますと、なおかつ日本における負担は、アメリカの本国における負担よりも重いというような事情でございまして、やはり外資の導入がことに緊要であり、経済の復興自立が重要である際においては、税制としましてこの

程度の措置を行いますことは、わが国としまして必要不可欠の措置ではなからうか。このような考え方から案をとりまとめ出した次第であります。なお経過の途中において、日本に来ておられます外国人の方々の意見も、もちろん十分聞いたのであります。それに關連して總司令部、關係方面とも打合せはいたしましたのであります。しかしこの措置はあくまでも日本側が日本の立場において、自立的に決定すべき措置であるということにおいては、最初から最後までこのような態度をもつて考へていた次第であります。もちろん総

司令部として、そのような態度に對して賛成の意を表して來られたのでございます。従つて私もそういう見地から、考えられる限度において考えるというわけであります。そのような限度において、たとえば外資の導入に関する五箇年間の免税等の措置についても、先般も申し上げましたように、業種等については何でもかんでも入つて來させずればよいという態度は、若干行き過ぎだと考えますので、日本の産業及び經濟の復興に最も緊要な業種を限りまして、指定いたすことにいたしたいと考えておるのでございます。基本的に私今申し上げましたこととかわりないのでございます。それ以上申し上げる必要は別段なからうかと存じます。

○川島委員　それで大体わかりました。これを機会にこれとは直接關係はないのですが、お尋ねしたいのです。從來しばしば問題になつております中華民國人の營業である。今日表面的に出てるものでは、主として中華料理などが多いのです。あれの租税徴收と

いう問題についてはなか／＼實際上の
 実施においても困難があり、たま／＼徴
 收についても幾多の支障があつたり、
 事故があつたりしておるのですが、こ
 れらの問題について現在はどういう形
 になつて來ておるか。また聞くところ
 によると、必ずしも国内のわれ／＼日
 本国民と同じような立場において課税
 され、徴收を受けていないという事柄
 は、實際上にはしば／＼われ／＼が耳
 にするところであるのですが、その事
 柄について最近の実情というものはど
 のようになつておるか、お聞かせ願ひ
 たい。

○平田政府委員　お話の点は本委員会においてまたび／＼問題になつた点であります。私ども行政官庁としては御趣旨に沿ひまして、極力適正を期すべく努めて参つたのでございます。法制上の解釈としては、前にも御説明申し上げましたように、円の所屬であります限りにおきましては、第三國人といへども全部日本人と同様に、日本の税法に従つて納税する義務を負担しておるのであります。従つてもちろ／＼申告をする義務がございますし、更正決定する政府の権限もございすし、納めなかつた場合においては、日本側において滞納処分を実行するという行政処分に関する限りにおいては、法制上は完全に日本側において自主的にやれるのであります。ただ一点訴訟事件になりますと、これは現在のところやはり軍事裁判というわけになりまして、その段階に参りますと、完全な日本側だけの措置では参らない、こういう点がございす。その一点は私今後の問題として残されておる問題ではないかと考えておるのでございます。そ

のようなことになつておるのでござい
ますが、實際問題といたしまして、今
申し上げましたような趣旨で、極力適
正なる課税に政府としても努力いたし
ております。一番御指摘の方々が多く
で、しかも比較的所得の多い人々の住
んでおられる地方は、神戸と横浜でござ
います。神戸と横浜につきまして
は、特に国税局あるいは中央の国税庁
等におきましてその力を入れて、申
告の態勢並びにその後における更正決
定ということに努力いたしております
す。そのために神戸地方におきまして
は、相当な紛議を一時巻き起すことを

実は覚悟いたしまして、相当勇敢にやつたようなこともあるのでございす。そういう結果も現われまして、相当前と比べますと、納税上の協力の態度も非常によくなつておるようでございます。ただ何と申ししましても、最近まで納税状況が非常によくなつた経過的な関係等もありまして、税法通りの納税といふことにつきましては、必ずしも十分とは言えなかつたと私どもも考えております。しかし先に申し上げたような趣旨でやはり納税すべきものであるということにつきましては、大体今日におきましては徹底いたしております。あとは要するに具体的に所得が幾らあるか、それに対して幾ら申告で納税し、もしも納税しなかつた場合におきまして、どういう程度まで行政処分を実行するかということになつておりまして、そういう点から行きますと、前と比べますとよほど改善されつたあります。しかしなお御指摘の通り私は完全なるものとは考えておりませう。今後ますます、両面からよく話し合ひまして、一般と同様に税法通り納税し

てもらうように努力したい、かうに考へておる次第でございます。

○川島委員　次に伺いたいのでありますが、この問題はどなたからこの委員会を聞かれたのではないかと思うのですが、私としては聞きはぐつておりますので、重複しておりますれば恐縮なんですが、この特別措置を講ずることによつて、たとえば本年度の税收入の上にどれくらいの影響がある、この措置がなかつた場合には、この方面の収入はどのくらいあるかという問題についての、何か数字的な資料を特会せでありますれば、この機会に示してもらいたい、こう思うのであります。

○平田政府委員 先般も御質問がありまして、大体のことをお答えしておいたのでございませうが、私は係に命じまして、何かよるべき資料でひとつ見積りできないかということをや、やかましく言つておるのでございますが、何しろこの方面に対する従来の課税の統計が実はないのでございまして、はつきりした数字を申し上げることができないのは、非常に残念に思うのでございます。大体の見積りいたしましたしては、むしろさしあたりといたしましては、増収になると思うのであります。と申しますのは、従来ドル所得に対しまして、つまり非円通貨の所得に対しまして課税いたしておりません。今回それはそれに対しまして五割を控除して課税しようというわけであります。その他の措置の部分は、社債の二分の一免税にしろ、あるいは今後五箇年間新しく外資と一緒に入つて来る技術者なり、管理者等の減免にいたしましては、どちらかと申しますと今後に現われて来る現象で、今までのものはそれ

ほど多くございせん。むしろさしあたりといしましては、今まで日本に來ておられる外国人の方で、これは一定のライセンスを得て取引をしておりますが、非円通貨で取引しておられる。その取引も相当あると思ひます。これに對しまして、とにかく二分の一を控除いたしまして課税することになりまして、さしあたり本年度、來年度で、ある程度増徴になるのではないかと考えておるわけでございまして。何しろこれらにつきましては、今申し上げましたように、今までは的確な税収がございせんので、数字を具体的に申し上げることができませんのは非常に遺憾と思ひますが、大体の傾向はそういうことでございまして。ただし、その總額を全体の予算——所得税二千五百億でございまして、これを計算する際に要素に入入れてそれを見なければ、正しい数字が出ないというやうな事柄ではなからうと考へておるわけでございまして、その点で御了承願ひたいと思ひます。

○川島委員 もう一つについてお尋ねします。これもどなたか聞いたかと思ひますが、国内における外国人の非円通貨の取引であります。私どももいろいろとよくわからぬが、そういう所得に対する捕捉は完全にできるものかどうか、またどういふ形でそれは捕捉して行くものかという点について、参考までにお話願ひたい。

○平田政府委員 非円通貨の所得につきましては、そういう取引のできるものは一定のライセンスを得まして、登録されておるやうであります。従ひましてそういうところから資料等をもらいますれば、はつきりわかります。それ

と主として非円通貨の所得のある人々、どつちかと申しますと非常に違法精神が強い方々が多いのじやないかと見ております。税法ができません際にございましては、いろいろ問題がございまして、できでしつて後におきましては、割合に合法的に所得である限りにおきましては、正しく申告して納税が得られるものと考えております。その点、たとえばフランス等は先ほど申し上げたように、実行上いろいろな措置を講じておられるらしいのでありますが、実行上いろいろな措置を講ずるのは正しくない。やはり私どもは税法で軽減するものは軽減する。そのかわり税法に従つて納税してもらつてということで行きますれば、割合に納まりよくなるんじやないか。そういう方々の納税道徳というか、そういうものは非常に高いと見ておりますので、大体そういう方向で行きますれば、相当なものが納税になるのではないかと考へております。またいろいろこの問題に關する経過等から考へましては、私は案外通りでした後におきましては、予期通り、税法通りの申告をしていただけるものと確信いたしております。

○河田委員 この前ここで出しました資料では、そういう外国人が六十四万といふやうになつておりますが、今度この法律で課税されるやうなものは大抵どのくらいになりますか。

○平田政府委員 ただいまのお話は、日本におられる外国人の總数だと思ひます。この總数の大部分は、この措置に關係しないので、この措置と關係ありませんのは、この中のごく少数だと考へております。すなわちこの中には在

日朝鮮人、それから中華國人、台灣の方方もみな入るのでありますが、これらの方々はいずれも從來から円取引をしておられまして、円所得で課税されておる方々であります。新しく問題になりますのは、この中にあります主としてアメリカ人、イギリス人等の方が大部分だと考へます。この数字はこの表にもございまして、さきわめて少数でございまして。しかもそれらの方々の所得は、從來から課税されておりますが、これは経過的には特別軽減をいたしておりますが、今までは非円通貨の所得がある人、それから今後二箇年間だけは、合法的に入国許可を得て日本に來られた人、そういう人だけ二分の一という控除を受けることになるとであります。何人かといふことは、具体的にはなかつて申し上げにくいのでございまして、適用を受けますのはごく少数だといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○河田委員 先ほど川島委員から外国における外国人の特別な租税措置があるかどうかといふお尋ねがあつて、それにお答えがあつたのでありますが、今度は逆に最近巴基斯坦、インド方面にも日本人が若干招聘されて行つたやうでございまして。こういう場合に向うでは、これには向うの税法の關係もありまして、経済關係も関係もあると思ひますが、こういう日本よりかはるか後進国に日本の技術者が行つた場合に、やはりこういう措置が税法においてとられておりまじやうか。この辺をちよつとお伺ひいたします。

○平田政府委員 今お話しになりましたやうな非常な後進国におきましては、どちらかと申しますと、直接税は比較

的の少ない所が多い。あるいはないか、ありまして、そのモミナルな所得税というやうなことが多くございまして、従ひましてそういう国々におきましては、税金という問題がそれほど大きな問題ではない場合が、比較的多いのじやないかと思ひます。私も聞きましては、範囲内におきましては、日本の技術者等が行きまして、特に税法上優遇されてゐるという措置を講ぜられてゐるやうに、まだ聞き及んでいないのであります。が、おそろく所得税、直接税等は、大した額でなくて、實際上問題にならないやうな場合が多いのじやないかと考へられるのであります。なお將來の方向といたしましては、いろいろ課税の問題も國際的に各國との間にそれ／＼協定の方法をきめまして、總合條件的に問題を解決して行くという方向は、一つの將來の方向ではないかと思ひます。が、指摘されましたやうな国におきまして、特別の措置を講じてゐるということはまだ聞き及んでおりません。

○三宅委員 私は過日來教次にわたつて質問したのですが、二、三幾つてありますから、幸い局長がお見えでありますのでお尋ねしたいと思ひます。租税特別措置法の第一條の法人税をおやめになりまして、附則の方の三というところに「法人の昭和二十五年三月三十一日以前に」云々と書いてあります。第一條から抜きたつたのは、有価証券移転税がなくなつたからなくしたのでありまじやうか。どういふやうな御都合でありまじやうか。伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 今お話しを聞いてございまして、有価証券移転税を廃止しましたので、これがなくなつたのであ

ります。それからその他の法人税につきまして、大体超過所得税に關係して法人税の特例を設けていたのでございしますが、超過所得税が廃止になりましたので、これも必要がなくなつたのであります。そういう改正が大部分でございまして。

○三宅委員 しつこく質問いたしますが、もう一点だけお尋ねいたします。大体こういうやうな特例を設けられたことはけつこうであります。が、先ほど川島委員もお聞きになつたのであります。外国人である二世等が、日本におきまして多少あるいは關連をいたしまして營業する者があると思ひます。こういう者の名前を使つて、もしくはこれに關連をもちまして營業いたした者に対しては、適當にわが國の現行税法を適用せられたらと思つておりますが、多少これについての手心とがなまじやうか。それともそんなことがないやうに徹底的にやられまじやうか。これははなはだ愚問かもしれませんが、一応政府の所信を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 先般三宅さんもお答えいたしましたように、特に外国人といふことで軽減するといふことには、この法律としていたしております。日本に住居があるかないかといふことによりまして、軽減するまいなかの境目にいたしております。従ひましてアメリカに住居があつて、日本に現実に來て居る所があるところの日本人といふ方々の場合におきまして、この條文に適合しますれば、それ／＼この措置を受けるわけでございまして。そう

○平田政府委員 この特別措置法にありまする富裕税の規定は、在外財産に關するものでありまして、在外財産は現在のところまだ規則がはつきりいたしておりませんので、在外財産を持つておるといふ理由で、その人に富裕税をかけるのはむりだろう、こういう意味で富裕税を課税しない。このようなことにいたしておる次第であります。

○富腰委員 関連した問題でちよつと伺いますが、よく盛り場へ行きますと、二世の名義で営業をやつてゐる方が多いので、とき／＼聞いてみると、

第二の点でございしますが、これは指摘の通り最近放出が多いようでございまして、お話のような点も見受けられるわけですが、これは日本の物資需給関係等を考慮しまして、国内にそういうものを放出がいだらうというので、日本政府の意見もよく聞きまして放出されているようでございしますが、このようなものは確かに同業者の方々から言いますと、好ましくないことかもしれません。しかし消費者の方から行きますと、望しいという考え方もございますので、その辺の事

君。
○田島(ひ)委員 石原次長はお見えになりませんか。
○川野委員長 経済安定本部の財政金融局長内田常雄君がお見えでございます。
○田島(ひ)委員 わざ／＼おいでいただきましたのは、たしか予算委員会今年の年度の審議のときだつたと思ひますが、共産党の砂間委員の質問に対して東海道本線の浜松、米原間の電化につきまして、私速記録を詳しく調べてい

てゐるか、ちよつと私自身資料を持しませんし、運輸省当局からでもこの点は確かめていただいた方がよいと思ひます。

○川野委員長　ちよつと田島委員に申し上げておきますが、財政金融局の長西原君は今渡米中でございますから、御了承願ひたいと思ひます。

○田島(ひ)委員　私は石原金融局長にお願いしましたがどうではありませつか。

○川野委員長　石原さんは主計局の中

しませんが、私はお伺いしたいと思いますが、かんじんの石原さんがおいでにならなければ、これはつきりしたお答えは伺えませんが、政改としても困鉄と安本当局との責任ある方々の御意見が違ふということは、相当問題だと思ひますから、その点御説明だけでも伺いたいと思ひます。○内田(常)政府委員 私が局長であります、実は西原次長が申したことが、私が言つたのと同じことであつたが、私が言つたのはただいま私が申

上げたように浜松、米原間、あるいは京都までの電化ということは、私も二年ほど前から非常にやりたいと思つていたのであります。これは御承知のように鉄道自体から、相当償却等によつて建設資金が出て参ります。それに見返り資金四十億を入れますから、たしか二百億近い建設勘定が国鉄にあるはずであります。その中でどこまで米原、京都までの電化が進むかという問題であります。その年度の計画については、今私はここでちよつとつまびらかにいたしません。そういう希望は西原君が言われたと同じことを私も持つてゐるわけでありまして、これはつぎの四十億でできるかどうかはつきりいたしません。……

○田島(ひ)委員 そういたしますと、見返り資金ではつきりいたしませんけれども、やはりそういう電化の希望をお持ちになつておられますか。

○内田(常)政府委員 持つております。

○田島(ひ)委員 その点は国鉄当局といたしまして同じ御意見でありますか。

○内田(常)政府委員 同じでございます。現に昨年度浜松まで延ばしてあります。これを京都まで持つて行きたいということには常に今まで考えております。

○田島(ひ)委員 それは御希望だけでして実現の可能性はありますか、どうですか。その点は政府としては御希望ですけれども、可能性がないということとはございせんか。その点はどうかんでしよう。御希望だけではつきりしませんけれども、可能性はありますか、どうですか。

○内田(常)政府委員 何べんも申しましたように、希望であると同時に、それを実現するための計画として持つておられますが、二十五年度中にどの程度それが進むか、今私ここへ資料を持ちまきんのうちよつと申し上げにくいのですが、鉄道の電化問題につきましては、正直に申し上げますと、関係方面でも電力自身の供給力があるかどうか。しかしそれらの困難をも克服してやりたという希望と計画を持つております。が、現実には二十五年度にどの程度まで進むか、今私はここで申しにくい、かように御了解願ひたいと存じます。

○川野委員 実施面に関することは運輸省関係になつておりますので、機会を見まして運輸省関係方面から御答弁させることにいたします。

○川島委員 見返り資金課長が見えておりますから、この機会にちよつと一言お伺ひしたいのですが、先般特殊金融機関の増資に関する法律をわれ／＼はここで審議して、しかも決つたいたしたのでありますが、その増資の引当として見返り資金の一部を使用するといふ計画であつたわけでありまして、その見返り資金の使用計画が、実際にいへばまだ実施に移されていないという話も聞いているのですが、その増資関係と見返り資金の関係は、実際にいへばどういふ形で今の状態になつておりますか。それを御質問いたします。

○大島政府委員 お答えいたします。先般国会におきまして成立しました銀行等の優先株式の発行に關連いたしまし法律に基きまして、見返り資金によりまして興業銀行その他銀行等の優先

株を引受けまして、それを基礎にいたしまして、多額の債券を発行することができるようになりなした。それによつて、刻下緊要な長期資金の供給に、いわば飛躍的な新しい制度をつくるというところは、法律案の審議におきまして政府当局から御説明した通りであります。その実施状況につきましてもの御質問でございますが、一両日中に興業銀行につきましては、成規の手続きを済まして実施できる見込みがはつきり立つて参りました。その他の金融機関につきましては、たゞいま具體的に進行中でございます。これもまた興業銀行に引続きまして、逐次すみやかに実現して行くことを期待しております。政府側から御説明した通りでありまして、第一、四半期中におきまして実施を完了する予定をもつて、着々進行中でございます。

○川島委員 先般の本委員会での特殊金融機関に対する増資問題の法律、それに対する債券の発行等が法律でできたのですが、その当時の政府の説明によりますと、もうすでに確実な計画と見通しがあつた上で、この法案が提出されたと言明しておる。ところが実際は法律は通つてしまつたが、その実施についてはな／＼思つたやうに今日では行つておられない。ということ、しかも第一、四半期のうちで何とかなるだらうという今の御説明であります。そういう不確定のやうな形にあることを前提として、政府はかりそめにも責任ある法案を国会に提出して、国民の協力を求めるというやうな政治的なやり方というものに対しては、ちよつと

私も奇怪に考える者の一人でありまして、あわせて伺ひますが、これは経済安定本部にお伺ひするということは、あるいは的違ひかも知れませんが、しかるにこの特殊金融機関の増資問題が、見返り資金の引当によつて行われるというところが、第一、四半期において幸ひにして可能であるとしても、問題になります。債券の発行、その債券の消化の方法は、大部分預金部の蓄積資金を活用する。ところが最近巷間伝えられるところによりますれば、預金部のこれらに対する債券の引当てというところが、非常に困難な事情で経過しておるといふやうな話も聞いておりますけれども、ます／＼もつてさうなことであります。何のために急いでわれ／＼がこの法律をつくつてやつたのか、まことに意味のわからぬことになるわけでありまして、そこで御承知であればお尋ねしたいのでありますが、預金部の資金の問題はどういうことになつておりますか。はたして政府が当初期待いたしました通りに進む可能性のあるのかどうか。あるいは困難な事情があるのかどうか。どこにさういふ支障が出ておるかというやうなことにたいして、この機会に聞かしておいてもらいたい、こういうふうに思つておられます。

○内田(常)政府委員 正直に申し上げます、川島さんの御質問の全貌をお答えすることは非常にむづかしい問題であります。見返り資金から金融機関の増資株を引受けます問題は、最近関係方面と私自身が、ほかの問題等とあわせていろいろ當つてゐるところから考

えまして、これは法律をわざ／＼出しましたやうな趣旨が十分通るやうな見込みであります。御懸念はまずあるまいと思ひます。最近二十五年度の見返り資金、私企業投資の予算四百億の内訳の具體的計画につきましても、いろいろ／＼向うと當つておりますが、ありていに申し上げますと、四百億私企業に対する投資の予算がありまして、すでに二十四年から見返り資金で始めております。たとえば船舶でありますとか、電源の開発であるとか、さういふ方面に對しますこれらの繼續事業が相当ある。船舶も昨年起工いたしました新しい船舶が二十七万余トンある。また昨年、戦時標準船の改装をしかかつておりますものが、これまで二十七、八隻あるものであります。いづれも家にたとえて申しますと、むね上げができた程度でありまして、むね上げ以後、二十五年度以後見返り資金を相当巨額に使わなければならぬ。電氣についても同じであります。さうしますと、あと四百億の予算のうちで、新しい日本經濟復興に必要とする方面に直接に供給する資金がごくわずかしかありません。それを関係方面でも、何とか少い見返り資金を延ばして、使わせるやうな方法をとる以外にはないのではないかということ、従つてあの当時大蔵委員会等で、大蔵省から御説明があつたと思ひますが、一応見返り資金から金融機関の引受け資金五十二億、これを興業、勸業、北拓、農林中金等の増資に割当てて、これらをして数億の債券を発行させる。この五十億を場合によつてはさらにもう少しふやして銀行の投資を多くして、よけい債券を出させて、私企業にまわす

以外にはないのじやないかというように考へておられます。しかしこれら金の金融機関が増資をいたして債券を出す場合に、その債券が預金部の引受けでなくして、はたして順調に消化できるかどうかという点になりますと、私自身の考へでは、預金部で引受けない場合は困難だろうと思ひます。経済安定本部がつくつておられます総合資金計画におきましても、二十五年には株式の増資が悪いかわりに、一般の事業会社は社債を相当発行できる。社債を大体五百億くらい発行することを見込んでおる。その金融機関の債券発行を五百億と見ても、両方合わせて千億になる。今の事業債なり金融債を一般の個人が買うかという点、なか／＼現実には買わない。結局市中銀行、金融機関が買うことになる。この千億の社債、金融債というものを民間がはたして消化できるかという点、ほかの金融の面が詰まつておられますから、社債、金融債はある程度できると思ひますが、やはりどうしても預金部が相当引受けないとむづかしい面がある。そこでお尋ねの預金部の問題になるのであるが、預金部の問題は、今日預金部が来利用し得る資金は約千二百億くらいあると思ひますが、これらを全部使ひ切るように金融債なり、あるいは事業債なり、あるいは中小企業なり、農業方面に、預金部が直接貸し出してよろしいというところまでは行つておりません。しかし私どもは、この千二百億の金のうちで、地方公共団体に對してはたか／＼四百億やそこらだけの地方債の引受けをする、あとはそのまま貸かしてしまふというようなことは、きわめてぐあいの悪いものである。

りますから、結局われ／＼が考へているところに持つて行く努力はいたしましう。しかしこれは方法論の問題になりませんが、正直に申しますと、何も一筆に解決しようと思つてもむりでありまして、まず銀行の見返り資金による増資、二十倍までの債券発行というところを今日まで可能ならしめて来て、あとはそれをさらに延長して所期の効果を収めるように、だんだん努力を重ねて手を打つて行く以外にないと思つておられます。その辺は今つきり申し上げられない点もありまして、この程度で……

○大島政府委員 私のお答に對しての重ねての御質問でもございますし、言葉の足りない点もあるいはあつたかと思ひますので、若干補足させていただきます。銀行等の優先株の引受けにつきましては、確たる見通しはなかつたのではないかと、うやうやな御質問でございましたが、當時からはつきりした見通しを持つて御審議を願つたわけでございます。私が先ほど第一、四半期中に逐次と申し上げたのは、その方針に基いて実行される見込みの問題だけを申し上げたわけでございます。先ほど申しましたように、興業銀行につきましても、おそろく本日午後正式の手續を經まして、おそく長期の金融債券が発行できるといふようになつて行くわけでございます。具体的な面だけを申し上げましたので、あるいはそういう御心配が出たのかも知れません。若干補足させていただきますかと思ひます。

○内藤(友)委員 ちよつと関連してお尋ねしたいのでありますが、農林

中金の分はいつごろになるのございますか。それからもう一つ局長にお尋ねしたいのでありますが、農林関係の利率が七分五厘というところになつております。これは住宅の建設資金と同じように五分五厘、もしくはそれ以下にならないものかどうか。さつそく七分五厘の金を出していただきましても、利用が非常に少ないのではないかと、五分五厘もしくはそれ以下に願ひたいと思ひますが、そうなりますかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 農林中金の出資の増加を見返り資金でいつできるか。これは今大島君の方から大蔵省の段取りをお話していただく方がよいと思ひます。農業等に対する見返り資金の金利ですが、これは農業ばかりではないのであります。たとえば船舶などにつきましてもやはり七分五厘、日本の海運の状況とあわせ考へます場合に、やはり船舶とか農業とかいうものには、つとて安い方がよいと思つております。そういう努力をするつもりであります。御承知の通り農中については、昨年経済安定本部が見返り資金を出す計画を立てまして、いろ／＼やりました。が、現実には農業にはキューリングの部分を除きましては出なかつた。そこで二十五年におきましては、二十四年度の不履行の分の履行というか、二十五年度の新しいものというか、何とか金を出させることを今盛んにやつておりますので、金利の問題は一緒にならないように、これもまたいろ／＼作戦の方法と言ひますが、そういうことを考へ合せながらやつて参りたいと思つております。

○内藤(友)委員 實はそれは御配慮はまことにありがたいのですが、作戦の妙を得て、さつそくそういう金が出ましても、七分五厘では借り手が向うにありません。結局はあなた方が向うにいろ／＼おつしやつても、借り手がないうとまた向うから何だというふうなことになるのであります。その作戦たるやさうつと流れて行くような、うまい作戦をしていただきたいと思ひます。それから中金の方の優先出資は来週くらいに行きましようか。

○大島政府委員 お答えいたします。農林中金の増資を見返り資金で優先株を引受けましますのは、いつごろ實現できるかどうかという見込みでございまして、ただいまのところといたしましては、農林中金当局の希望も聞きまして、大体六月早々にならうかと思つておるわけでございます。むろん善は急げでございます。一刻も早く實現できましように、諸般の準備並びに手續を鋭意進めておるわけでございます。

○河田委員 援助物資につきまして先般大臣に伺つたのですが、あまり漠然としてゐるのです。たとえば今相当ザムとかその他化学藥品などいろ／＼滞貨があるわけですが、現在援助物資については、こちらの滞貨なんかと見合するようなものについては、援助物資として向うからもらはぬというふうな計画によつて、おやりになつておるのですか、どうですか。

○内田(常)政府委員 御承知のように、コーンシヤル・ファン豆の輸入が昨年の十一月からこちらに渡されて、日本側の手によつて計画されておる。そこ

でこのコーンシヤル・ファン豆による輸入計画と、見返り資金による先方からの恩恵による輸入とが両方うまく行くように、これは正直に申して自分の金でやる輸入はわれ／＼の手で計画を立てて、見返り資金による恩恵輸入は先方の手によつて計画を立てられる。そうして両方で計画を立てたものを突き合はして、うまく一本に行くような計画を今やつておるわけでありま

○河田委員 そうすると向うからそういう計画をするのはいいのですが、今日まで向うから援助物資として指定された品物で、全然日本で売れぬというものはありませんか。全部売れま

○内田(常)政府委員 いろ／＼な機会に批判されておりますように、お尋ねのように売れないで余剰になつておるものも、ある程度あるようでありま

○田島(ひ)委員 関連して、その輸入滞貨が相当あります中で、援助物資による滞貨と言ひますが、そういうものはどの程度あるか。数がおわかりになりましたら……

○内田(常)政府委員 わかつておるはずと存じます。これは通産省の方の關係であります。ある程度わかつておると思ひます。

○川島委員 内田さんにお尋ねすることとはちよつと間違ひですが、局長の耳にも入れて、研究してもらいたいと思ふ事柄なんです。實はほかでもありませんが、本郷に本郷信用組合があるのです。この信用組合が一部幹部の専断的な不良貸付と、経営の無責任等からいたしまして、経営が困難となつて、

先般三月の中旬でしたか、大蔵省当局が内命を発して、優良な貯金者を全面的に救済するという趣旨で、興産信用組合という組合に、営業の一部を譲渡、委託した形に於いて、その勧告に沿って目下本郷信用組合というものを、興産信用組合という一つの機関が代行しておるようなわけでありまして、しかもそれがために預金の拂出し、あるいは新規貸付はもちろん停止しておるような有様であります。そのために、本郷の近在に在住しておる中々小企業等の預金が大分あるのですが、たゞ／＼その中小企業の多くの人たちの預金の大部分は、税金引当てに預金されて来ており、しかも納税期はすでに来ておる。しかも一部組合の理事者の失態からいたしまして、かくのごとき優良な健全な預金者にとつては、まことに忍びごとのでないような事態に當面して来ている。それで今申し上げましたように、徴税期が来ておつても預金の拂下げができませんから、税金も納めることができない、しかもたゞいま申し上げましたように、多くの預金者の中でも大部分のものは中小企業者で、しかも税金引当てのための預金である。こういうことで組合関係取引の中小企業の人たちが非常な困難を来しており、目下紛争を起しておるような事態であります。こういう事態が起きましたときに、銀行法その他組合法から行けば、それはその機関の單なる失態であつて、政府にはもちろん責任はないといへばそれまでであらうと思ひます。しかしながらこういう金融の逼迫しておるとき、しかも営業者等におきましても非常に困難と闘ひながら、その中

の余剰を血をもつて積み上げて来ておる。そういう預金が、必要な時期において拂下げが停止されてしまつたという事態に對しましては、私は法律上の理論は別として、政府が何らかの一定の措置を講じて、これら真にまじめな預金者を救済するという手配が非常に必要ではないか、こういうふうに考えられるのであります。従来安本としての財政金融の立場から、大蔵省との間において、こういう問題が起つた場合において、どうな処置をとつて来たか。またこの現実の問題に對しては、どんな処置をとつて救済すべきであるかという点について、御所見がありましたら、この機会にお尋ねしておきたい。そこでこういう事態が現に本郷に起つておるといふこともお含みを願つて、急速に大蔵省とも御連絡を願ひ、まじめなる中小企業家の救済ができますような処置が、できるだけ早く講ぜられんことを私は強く望むのであります。これについて御見解がありましたらならば、表明しておいていただきたいと思います。

○内田(常)政府委員 金融機関の管理面のこと、御承知のように安定本部では、安定本部の仕事としてはタッチいたしておりません。そこで安定本部の仕事としては直接の対策がないのであります。ただこの金融に關して私どもは個人的にいろいろ現象を聞いて、関心を持つたりいたしておる。今の本郷の信用組合のお話は、本月初めて何う話でありましたが、こういうことは先般米農協同組合等におきまして、いろいろ／＼むずかしい問題が起つておる。大蔵省の金融機関に對する態度、ことに今の農協同組合の今

後のあり方、あるいは新しい中小企業協同組合法による企業協同組合の設立の認可等につきましても、非常に慎重な態度をとつておる。むしろ慎重過ぎるような態度をとつておるようであります。たとへば私の聞きましたところでも、今度の新しい東京における信用協同組合は、都内一円のものをつつくるわけであります。これはまた非常に大き過ぎて、同じ組合員でありながら、上野に住んでおる人は品川の人の信用状況を知らないというような、組合の運営ができないというようなこともあるようでありますが、ことほどさうに新しいものに対しては慎重な態度をとつて、ぜひとも預金者に迷惑をかけたり、その結果金融制度が混乱するやうなことがないように考へておる。証憑だろ／＼と思ひます。私自身の個人的な考へはいろいろありますが、これは政府の考へではありませんが、私は政府を代表して発言するわけではありませんが、たとへば先般米農協同組合等におきましていろいろ問題が生じておる。しかも農民は新しい當農資金の關係で、農業手形をどうしても利用しなければならぬ。その場合に機能停止した農業協同組合は、その手形關係の扱いが表面建前からはできないはずなのを、日本銀行政策委員会等で具体的な金融上の措置として、春を控へての當農上必要な農業手形に關しては、これらの機能を停止した農業協同組合がある場合においても、農民に迷惑のからぬやうな実施上の措置を講じておるといふ報告を受けております。今のお話の信用協同組合におきましては、何か日本銀行などの具體的の

現場的な措置で、今の農業手形にも類するやうなことも行われれば、非常にけつこうなことであるし、何かこういふやうな余地も、これらあたりからヒントが得られるのではないかと、いろいろな氣もいたします。私見であります。

○川野委員長 ほかには御質疑はございせんか。――なければ本案に對する質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議ないようです。から米國對日援助見返資金特別會計から米國對日援助見返資金特別會計及び國有林野事業特別會計に對する繰入金並びに日本國有鐵道に對する交付金に關する法律案に對する質疑を打ち切りたいと思ひます。

午前はこの程度にいたしまして、午後二時から再開することにしたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時三十一分開議

○川野委員長 休憩前に引續き會議を開きます。

米國對日援助見返資金特別會計から米國對日援助見返資金特別會計及び國有林野事業特別會計に對する繰入金並びに日本國有鐵道に對する交付金に關する法律案を議題といたします。本案に關しましては午前中に質疑を打ち切りましたが、田島君の質疑に對する政府の答弁が保留されておりますので、この際政府の答弁を求めます。

○足羽政府委員 見返り資金から國有鐵道に四十億、交付金として予算に計上されておるのでありますが、これは

予算總則の十二條に、この金につきましては、運輸大臣と大蔵大臣とが協議して承認した目的に使用することができ、こういうふうな定められております。従つて予算的には、協議してどういふ使用目的に使用するかというところの内容に従つて、使用することができるといふことになっております。しかし現実の問題といたしましては、東海道線の電化につきまして、現在のところ主として電源その他の關係から、まだ十分に關係方面の了解が得られておりませんので、今年度これによつてその工事を實施し得るかどうかという点につきましては、まだつきり申し上げられな、こゝろいふに考へておられます。その電化といふことに対しての希望は捨てておられぬわけでありますが、大体現状につきましては、たゞいま御説明を申し上げた程度だと考へております。

○川野委員長 これより本案を議題として、討論採決に入りたいと存じますが、本案に關しましては北澤直吉君より修正案が提出されておりますので、この際修正案の趣旨の説明を求めます。提出者北澤直吉君。

○北澤委員 たいだいま議題となつております米國對日援助見返資金特別會計から米國對日援助見返資金特別會計及び國有林野事業特別會計に對する繰入金並びに日本國有鐵道に對する交付金に關する法律案に對しまして、修正案を提出いたします。まず修正案を朗讀いたします。

米國對日援助見返資金特別會計から米國對日援助見返資金特別會計及び國有林野事業特別會計に對する繰入金

並びに日本国有鉄道に対する交付金の法律の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

以上であります。この理由は申し上げるまでもないのでありますが、原案によりますと、昭和二十五年四月一日から施行するとなっておりますが、すでにその時期を経過しておりますので、このように公布の日から施行し、その適用を二十五年の四月からとする、こういう趣旨であります。

○川野委員 修正案の趣旨説明は終了しました。

これより本案及び修正案を一括議題として、討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。宮腰喜助君。

○宮腰委員 米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び日本国有鉄道特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案に對しまして、民主党としては希望條件を付しまして賛意を表するものであります。

終戦後米國がわが國に對する經濟援助のほかに、今回のように對日援助をなされたことに對しては、心から感謝の意を表するものであります。しかしこのせつかくの援助資金の運営にあつて、適切な処置を講じなければ、日本經濟再建のためには役に立たない部面もたくさん生じて来るのであります。ことに鐵道に關する限りにおいては、交付という字句を使つておりまして、しかしこの交付という字句も、わ

れわれの考え方からいへば、これはこの資金をそれ自体が借りておるものか、もらつておるものか不明な点もあります。またその点はさておいても、この事業に關しまして、たとえば日本国有鐵道、こういう問題に關しても非常に狭く考へておる。従つてわれわれの民間の林野に對しても特別な金融措置を講じて、戰爭當時の濫伐の状態を防止するために急速なる植林をやらなければならぬにもかかわらず、日本国有鐵道だけに限つてこういうものをするといふことは、非常におもしろくない点がある。であります。この点今後この運営にあたりまして、ぜひとも民間の林野あるいは民間の鐵道、民間の電気通信事業方面にもこの見返り資金を貸し與えて、日本再建のために利用されることの希望條件を付しまして、本案に賛成するものであります。

○川野委員 北澤直吉君。

○北澤委員 私は自由黨を代表いたします。ただいま議題となつておるこの法律案につきまして賛成の意を表します。

元來對日援助見返資金といふものは、日本の經濟の安定、貿易の促進、その他日本經濟の再建のためにこれを與へようといふことになつておるのであります。過般參事院を通過しました昭和二十五年の予算によりますと、日本国有鐵道事業特別会計には見返資金から三十億圓、電気通信事業特別会計には百二十億圓、日本国有鐵道へは四十億圓といふ金を、繰入れもしくは交付することになつておるのであります。今回の法律案は、この予算で定められた資金の繰入れまたは交付を立法化するわけでありまして、私は時宜に適

する法律と申すのであります。この法律案の審議の過程におきまして、見返り資金から繰入れもしくは交付した資金につきまして、政府がこれら事業に對しまして將來どういふ關係を持つかといふ点につきまして、いろいろ議論があつたのであります。過般參事院の大蔵委員長から司令部の經濟科學局の財政課長に照會しました結果、この資金は完全にひもの付いていない金である、従つてこの資金を日本国有鐵道等のものに交付もしくは繰入れしても、將來政府は何らこの事業の經營に干渉するものではない、これは完全な無償の交付であるといふ点が明らかにされました。私どもはこういう司令部側の回答を基礎として、この回答の基礎の條件の上に、この案に賛成する次第であります。

ただこの際希望を申し上げるものであります。從來どうも見返り資金の使用につきまして、なか／＼思う通りに円滑に見返り資金が出て来ないといふのが実情であります。將來はこの見返り資金といふものが円滑に出まして、そして日本の經濟を安定に持つて行く過程において起りますいろいろな摩擦を、なるべく少くするといふ点に御利用を願ひたいこと、それから見返り資金の金を各方面に投資する場合におきまして、その利率が高い。原則として七分五厘、ある場合には五分五厘であります。利息が高い。これはどうしても日本の經濟再建、特に國際經濟競争に日本が今後入つて行きます場合においては、どうしてもこういう利息といふものは、なるべく安くして、もうとすることが必要でありまして、私がこの際希望を申し上げた

いは、見返り資金の放出の速度をなるべく早めて、これを円滑にするといふことと、見返り資金の利率をなるべく引下げるといふ、この二点の希望を申し上げまして、本案に賛成するものであります。

○川野委員 川島金次君。

○川島委員 私は日本社會黨を代表いたします。ただいま議題になりました法案、及び北澤委員から提案になりました修正案に對し、政府に對する強い希望を付しまして、賛意を表するものであります。

元來この見返り資金勘定は、政府の言ふところによりますれば、あたかも打出の小づちであるかのように、当初吹聴しておつたのであります。従つてこの見返り資金といふものは、日本の經濟安定及び復興のために、きわめて機動的に敏捷に活用されて、本來の使命を達成するものであると、しばしば言明をいたして来たものであります。が、その實際に當面いたしますと、必ずしもそういう形になつておらないことを、われ／＼はきわめて遺憾に感じてゐる次第であります。ことに本年度の見返り資金勘定の中からは、実に五百億といふような膨大な債券償還費が出るのであります。その總額においては、実に三分の一に達するといふ巨額を、償還に充てるというやうな事實は、われ／＼といたしまして、必ずしも賛意を表しがたいところでありまして、さういふやうな状態でありまして、せつかくの見返り資金といふものが、直接に困難な日本の經濟の安定、復興に役立つことはきわめて困難である、われ／＼は確信をいたしておりますのみならず、今回のこの議案によ

ります繰入れ、及び日本国有鐵道に對する交付金の問題でございますが、これに日本国有鐵道に對する交付金といふこの新たな措置は、われ／＼國民といたしまして、非常に將來をおもんばかりまして、疑念を持つて来たものであります。しかしながら北澤委員からも御説明がありまして、日本国有鐵道に對する交付金といふものの中に、司令部の責任ある位置にある人からの言明によりまして、われわれの懸念といふものは、全部とは申し上げかねますが、大体において解消をいたしたやうな次第でありますので、あえて本案に賛成をいたすものでありますけれども、今後政府に向つてわれ／＼の希望するところは、この見返り資金の運用並びに実施につきましては、自主的な立場において、その運用と実施が直接いかにも円滑に敏捷に、日本の經濟の安定と復興をもたらすやうな機動的な措置が、特段にとらるべきではないかと考えますので、その点について一層の留意をされんことを特に強く希望をいたしまして、本案に賛成をいたす次第でございます。

○川野委員 田島ひで君。

○田島委員 私は日本共產黨を代表いたします。本法案と、ただいま北澤委員から提出されました修正案と、あわせまして反対いたしますのでございませう。

まず根本をいたして、大蔵大臣の答弁によりまして、今日對日援助資金は日本にとつての有効なる債務であるといふことが明確になつております。第一に、この莫大な日本にとつての債務でありますところの援助資金という性格上、輸入の面で大体どんなものが幾

ら入つて来るかという事は、今日御承知の通り日本の政府が関與できない、まづたく選取ができないことになつております。従つて輸入物資の中には、米國で過剰な品物が日本にとつてさほど必要でないものが、相当入つて来ておるのではないかと。アメリカ国民の血税によつてなされておりますところの援助費の中から送られてきたものが、日本において滞貨となつてそれが売れないという点から見ましても、これはアメリカ国民に対して、日本は日本政府の責任上、相当重大な問題ではないかと思ひます。しかもこの莫大な債務の返済につきましても、大蔵大臣の答弁によりましても、講和會議のときにきめられるというふうな漠然たる御返答でございまして、何らの方策もないのでございまして。

さらにこの米國の対日援助物資によりましても、この見返り資金につきましても、日本国民がこの援助物資を買ひましたところの代金と、さらに血税の積み立てられたものでございまして、しかもこの見返り資金は、今日援助物資が日本に拂ひ下げられましても、それが拂ひ下げられようと、在庫にならうと、入りました現物入手後において、四十五日後には必ずドル貨相当のものを積み立てなければならぬことになつております。従つてこの見返り資金は、あくまでも日本人自身のものではなけれはならないのであります。ところがこの資金の運用には、まづたく日本政府の自主性がなないのでありまして、資金の用途はどのように、何の方面に使うかということにつきましても、一司令部の許可を得てなされておるのであります。こういうふうな状態のも

とに見返り資金が使われますことは、日本の産業、日本の経済の上での隷屬化を意味するものでありまして、特に本年度におきましては、この資金の用途が軍事的事業の方面に多く用ひられております。こういう点からいいますと、日本の平和産業を圧迫するといふ点とあわせまして、わが党は今までもたび／＼本法案に対して撤回を強く主張して参つたのであります。特に本法案に対しては、二十四年度におきまして、国鉄、電通事業の建設公債として見返り資金が融資されたことに、私もこの日本の基幹産業としての重要な二つの産業が、この資金のもとに、将来相当左右されるのではないかと、危険を感じまして、その点を強く指摘するいは警告を發したものであります。本年度におきましては、この見返り資金が電通と国有林野事業には自己資本として繰入れられ、国有鐵道には交付金として入つてゐるのであります。先ほどの北澤委員からの御説明によりまして、委員長からの部に対する要請で、国鉄への交付金の本質が多少はつきりはいたして参りましたが、まだ漠然としたのであります。私もこれはたゞ鐵道に対する交付金がもたらしたものか、あるいは貸し付けられたものか、あるいは貸し付けられたものかといふことについて、明確なものを欠いてゐるのであります。特に電通事業におきましては、最近CCSより政府に示された大なる覚悟がございまして、その内容にたいへん重大なものがございまして、たとえば電通事業に資金の融資が與えられ、いれられなければならぬといふことを提示してゐるのでありまして、国

有鐵道四十五億の資本に四十億の見返り資金が投ぜられるという点から言ひましても、また電氣事業が現在民営化の問題が大きき問題になつております折から言ひましても、このわが國の二つの重大な産業の根幹が外國資本にゆだねられるところの危険を、私も本法案を通じて強く感じるのであります。政府の方では、この資金がいかにもちつたような形で入つて来て、いかに申されておりますが、援助資金が債務だといふことは、將來これを返済いたしますときには、見返り資金の投資されております企業が、その対象として何らかの形でそれが外資に拘束されるような形になつて危険が現われて来るのを、私も感じないわけには行かないのでございまして。

次に、本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○川野委員長 起立多数。よつて本法案は修正議決せられました。

必要だと説明されてゐるのであります。一方国内の租税制度を説明する場合には、國民負担の分野において米英のそれに比較いたしまして、必ずしも過重でない説明をいたしておきながら、この法案の説明の中ではそれと相矛盾した、まづたく別な言葉をもつて説明し、この措置の必要なることを力説されてゐるというさうな奇怪千萬な、矛盾をいたした説明をされてゐるわけでありまして。その説明がどうあるうとも、本國国内におけるわが國民の経済実情から見ましても、政府の今同成立を見ました諸税法の、ことに所得税についての改正措置は、必ずしも今日の國民経済に即應しない。少くとも勤勞大衆の最低生活費を維持することのできないような高率な課税であるのであります。このような日本国内の國民は経済の困難に直面しつつも、まことに最低生計費をすら確保できないような高率な租税制度のもとに、われわれは進んで行かなければならぬやうな破局に、当面いたしてゐる実情にありながら、一方において、いかに外資の導入や技術の優秀なものの導入が、日本経済の安定の上に必要であるからといひましても、すでにわれわれ國民自体の租税制度がきつて苛酷である。苛酷なるにかかわらず、一方にはこのような大幅な特段の措置を講ずることは、国内における國民の租税負担との均衡の上においても、まことに妥當でない姿であるといふ感じを私は強くいたすものであります。もちろん外資の導入あるいは技術の導入等につきまして、別な観点に立つてそれを容易ならしめるというものの必要性は、われ／＼は否定をするものでござい

政府の買入れ、鐵道的な政策の現われの一つであるといふことを強く申し上げまして、日本経済の大半を左右するところの見返り資金の自主性のない運営が、日本経済再建のために、決してこれはてこととしての救い主ではなく、むしろ日本の産業を外國に隷屬させ、その自立を失わせるものであるといふことを申し上げまして、本法案には絶対にわが党は反対いたすものでござい

○川野委員長 討論は結局いたしました。これより本法案及び修正案を一括議題として採決に入ります。
まづ北澤直吉君提出にかかる修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○川野委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

九

せんが、かりにこういう特段の措置をいたすにつきましても、国民の負担の面における租税上の均衡は、少くとも保ち得るような案でなければ、必ずしも国民全体がすなおにこれを納得するものではないと考えるのであります。

そういうことを考えました場合に、この措置が一般の困難なる国内の国民の受ける国民的感情から申し上げても、必ずしもこの事柄はその点だけでもさらに適切な措置ではない、かように考える次第でございます。従つて政府はこれらの特段の措置が必要であるといふならば、もう少し国民の一般的負担、租税制度、そういったものの開通において、国民が少くとも納得でき、均衡の保たれた形においてこそ、こういう問題が取扱われなければならぬ、かように私は強く感じますので、遺憾ながら本案に対しては、全面的にわが党は反対をいたす次第でございます。

○川野委員長 前尾繁三郎君。

○前尾委員 私はただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

本法案は大体におきまして、外国在住の個人などが適法に外貨を獲得いたしました公社債の利子の軽減、並びに外資または外国技術の導入を必要とする重要産業に勤務する人の所得税の軽減、並びにまた外資を導入するの間に間接的に容易ならしむるような事業に勤務する人の所得税の軽減、並びにもう少し広く文化を振興するようにというような意味合いから、教員、教師その他の人の給与に対する所得税を軽減する

るといふ問題を中心といたしまして、でき上つておるものであります。すなわち何といたしまして、現在外資導入のために必要な措置は、租税上においても設けなくちゃならぬという要請にこたえておるものであります。外資導入の必要性についてはすでに今社会党の川島委員もお認めになつた。ところが外資の導入については、何として促進しなくちゃならぬという輿論があり、また容易に入り得ない、あるいは外国技術が容易に入り得ない大きな一つの原因は、租税上の問題であり、アメリカの人から考えますと、アメリカにおりましたならばとれるであろうという税金を、日本へ来たばかりにそれ以上の税金をとられるというこゝろになつては、喜んで来られるというわけには参りません。また外資につきましても同様でありまして、非常に不利な條件で日本に外資を導入することというやうなことは、絶対に望むことのできない事柄であります。従つてわれわれといたしましては、何か障害を除かなくちゃならぬといふことは、すでに川島委員もお認めになつておられるわけでありまして、こういうやうな行き方がよいか悪いのかという問題であります。そこでなければ川島委員の言われるのは、まったく矛盾に満ちておるという結論に達するわけでありまして。

さて現在日本と諸外国との税金負担の問題であります。終戦直後當時までは、御承知のように、日本のインフレーションもそうきつてはありませんでした。従つて戦前の水準から考えますと、米英の租税負担と日本の負担とをいろいろ比較することができたのであります。しかし最近におきましては、そういう情勢はかわつております。私は現在の租税負担が、今回の税制改正案にもかかわりませず、相当重たいものであることは認めておるのであります。アメリカの租税負担と日本の租税負担とは、日本がはるかにきつたといふことは、最近の情勢において当然のことだと考えるのであります。なおまたアメリカにおける生活状態と、日本の生活状態といふものは非常に違つておるものであります。ことに金銭に換算した場合において、そういうことが言えるのであります。ただいま申し上げましたように、現在米英の人のわが国に來てもらひまして、日本人と同様な生活をしろといつてもこれはむづかしいです。さらにまた割合において日本人と同様な租税負担をしろといつても、それはむづかしいです。もちろん現在租税負担の割合は両者そう違つておられません。しかしただいま申し上げたやうに、いろいろ実情が違つておるのであります。現実問題として、何としても外資を導入しあるいは外国技術者を招聘するといふためには、いかなる方法によらなければならぬか、所得税等の軽減をしなければならぬ、いづれにしましても、大分為替相場その他貨幣の換算率といふやうなものによつておるのであります。そういうやうな方法はそうたくさんあるわけではございません。従つて軽減する方法としては、いかに案がありまして、私はお示し願ひえらけつたことだと思つて、一定額まで半額を課税標準にするといふやうな行き方が一番妥当であ

り、またそれ以外に方法があるとは考えられませんが、従ひまして私は本案に対して別に矛盾も感ずるものではない、外資を導入しますためには、何といたしましてもしやういふ措置をとらざるを得ないものであります。このことは十分説明をいたしますならば、国民は納得すると確信するものであります。ただ単にわれわれの租税負担と、外国から來られた人の租税負担が違ふのだといふだけで、これに反対する理由は、先ほど来社会党の討論をお聞きしましたものであります。その点は私は何ら心配するものではないと考へまして、本法案に対して賛成の意を表する次第であります。

○川野委員長 富原喜助君。

○富原委員 私は民主黨を代表いたしまして、本案に反対をするものであります。外資導入等によつて外国から技術者が來るといふことは、われわれも反対するものではありません。しかしこの租税軽減に関する問題にしても、現在までの国税、地方税等の改正から考へまして、国民の輿論としては重たいということが言われておるにもかかわらず、今外国の人だけにこういうものを軽減するといふことは、非常に国民感情からいつても不合理なやうな感じがするのであります。これに關しては川島委員よりもいろいろお話があつたのであります。日本人ならばこの税の不均衡の状態を、租税によつて調整されることはできますが、外人の場合にはこういうやうな調節ができないといふやうな欠点もあつた。この軽減に關しては税の軽減でなく、他の特別な待遇方法によつて解決づけられるのじやないか、こういう考へを持つて

おるのであります。この国民の現在の税の低いといふ世論が起つておる際に、特にこの税の軽減をするといふことは、どうも国民感情上おもしろくない。こういう意味合いから他の待遇をもつてこれをやつた方が、かえつて効果的ではないかという考へを持つておるのであります。また外資導入に關しても、日本の会社の議決権が、外資の圧迫のために自由に活動できないのじやないかという心配もあるものであります。これは全体主義國家の法律でありますから、賛成するものではありませんが、ある一定の真理があります。これは議決権について、在來の株に相當なる額を持たすといふ意味合いで、外資のために会社の運営を左右されないといふやうな制限、いわゆる議決権の強化策をはかつた方法もあるものであります。今回の外資導入を考へる場合に、そういう対策も考へておらないやうであります。また外人に対する減税の待遇案が、講和條約締結後も持続するかどうかということに、非常なる疑問を持つて來るものであります。そういう意味合いから考へまして、いかなる疑点があり、本案に対しては賛成を表することができないのであります。やむを得ず反対するのであります。

○川野委員長 河田賢治君。

○河田委員 私は日本共産黨を代表いたしまして、ただいまの法案に反対するものであります。この法案は大体において外資導入を促進する、いわば側面的な法律であります。少くともこの外資導入によりまして、最近特に労働者は非常な労働強化をしいられ、あるいは首切りをし

いられ、そうしてまた奴隷的な状態に陥つております。たとえば外国資本の入りました会社では、労働組合をつくる自由すら與えられていないという実情もあるであります。なるほど技術は遅れている。しかし日本は政府が技術や科学の振興に対して、どれだけの注意を拂つてゐるかといへば、これは御承知の通りであります。何らこれに対する積極的な対策を持つておりません。こういうやり方でこの租税法案が出たのであります。たとへば今日日本に入つて来ておりますカルテックス石油会社では、総数約二百名の従業員中二十名を外人で占めております。これに対する給與額が八百万から一千万円、一月平均四十万から五十万といふことになっております。これに反しまして百八十名の日本人に対する給與総額がわずかに二百万円、一月平均一萬一千円といふことです。またシエラというイギリス系の会社におきましては、全従業員が八百二十名中二十名が外人で、その給與は最高月九十万円から最低二十五万円、平均三十九万円といわれるのに比べ、八百人の日本人の平均は月約一萬二千円にすぎないといふような状態です。従つてこういう外国資本が入り、技術者といへども相当の高給をとり、技術者以外の労働者なんかも入つて来ておりますが、こういう所得からみましても、今日日本の産業の中に、外資導入の美名のもとに隠れて日本からどん／＼利益を吸い上げて、しかもこれはアメリカの月平均は五三・六六ドルくらいであり、日本におきましては二百五十ドルという計算になつておる。従つて本国におけるよりも四倍以上の給與

をもらつてゐるという形になつております。このようにしまして今日の政府の自主性のないやり方は、同様に民間会社におきまして、こうしてどん／＼と外国にむちやな利益を吸い上げられて行くという形で、今日外資導入が現われて、結局また日本人全体の国民所得の上にも、大きなマイナスを来しておる次第であります。特にこの税金の問題に關しましては、シャウ博士とともに來ましたコーエンという教授が本国に歸られてから、フアー・イースト・サービスという雑誌に書いておる税金の問題について何かが言われておるらしいが、そういうのはたいてい本國においてまた日本において、脱税してゐる連中だといふことを言われておるのであります。従つてこういう専門家が言うのであります。こういふ大體間違いないと思ひます。こういふ力に日本が屈して、今日外国人に對し、特に外資導入の会社の技術者あるいはこれと関連を持つてゐる／＼な自由職業、こういう人々に対しては、非常な特典を與えたところの今度の法律案に對しては、まづたぐれ／＼は了解に苦しむわけでありまして、特に今日日本の税金の問題にしまして、いふゆる税金地獄といわれてゐるこの際、何を好んで特に外国人のみにこういう特別の措置をするのか。むしろ日本人の過重な税金をもつと軽減して、納得の行く税金が納められる体系をつくるべきだと思ふ。最近聞いた話であります。現在外国で滞留してゐる品物がたくさんあります。これは薬であります。日本の政府は大部分これを買入れますが、買入れた後において

は、向うではさらにそれより一歩進んだ薬ができておるわけでありまして。現在日本に送られる滞貨のこれらのものを、日本の資本家は専売特許まで買つて、この話であります。従つて高い金を出して専売特許料を拂つた後において事業を開始するのです。そのときは向うの新しい製品がどつと入つて來て、日本では新しいと思つていたものが、実はそのときはもう古いものである。つて圧迫されてしまふといふのが、外資導入の一つのあり方になつておる。こういうふうな外資導入といふものは、まづたぐいインテキキまるものであつて、現在そういう薬は日本でもできてゐるが、それらは日本の政府あるいは民間会社にも、技術者をどん／＼ん活躍させるような方途を講ずるならば、十分これは太刀打ちできるものであります。そういうこともされずに今日外資導入に汲々として、そうして日本の産業を破壊する悪税に傾きまされる、こういうやり方のもとに本法案が出されたといふことは、今日の日本政府の獨立心あるいは自主性といふものを、まづたぐなくしてゐる一つの証左でありまして、こういう最も大きな点から、私たちは本法案に反對せざるを得ないのであります。

○川野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより本案を議題として採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次に午前中川島君の質疑が保留になつておりますので、この際川島君に発言を許します。

○川島委員 まことに恐縮ですが、議案外にわたるものであります。若干のお許しを願つて、お尋ねをさせてもらいたいと思ひます。

午前中安本の財政金融局長にお尋ねをいたしましたのでございますが、事柄が大蔵省の銀行局に直接關係がありまして、その事柄について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。内容といひます事柄は、すでに当局も御承知であります。ところが、文京区本郷信用組合の問題であります。この本郷信用組合は一部経営者の失態からいたしました。きわめて経営が困難となりまして、結果、大蔵省の指令に従ひまして、興産信用組合なるものと合併をし、その合併は一億円の融資を前提とする條件で、合併が大蔵省から指示になりました。その指示に従つて信用組合は役員を完了したと、興産信用組合に一切の引継ぎを完了したといふ話をわれ／＼は聞いております。ところがその引継ぎを完了したせつなにおいて、大蔵省が約束をいたしました一億の融資に對しては、それが手のひらを返すがごとく拒絶された状態になりました。その結果をいたしまして、信用組合に取引をいたしておりましたところの文京区本郷地帯の中小業者などは、きわめて困難な状態にたゞき落されたわけでありまして、しかもこれらの預金者の大半は、粒々辛苦の平素の營業によりまして打ち出しました余剰金を、血の出るような思いをもつて信用組合に預金し、それを蓄積いたしまして、中には現在当面いたしております税金の準備金として積み立てて來た者も、非常に

広汎にわたつておるような実情であります。しかるに大蔵省は、当面の人々に對して一億の融資を約束したにかかわらず、それが実行不可能な事態に當面し、そのために預金の受附あるいは新規貸出しの停止をした。これはもう當然の措置と言へますが、問題になりますのは、その結果をいたしまして、これらまじめな預金者の零細な金額の拂出しさえも不可能な事態になり、当面更正を受けております税金の納付につきまして、關係者は深刻な不安と狼狽をきわめておるという事態であるようにあります。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

この問題に對しまして、大蔵省はどのような考え方であるのか。信用組合と興産信用組合との合併等についての指導をされたか。また善良な零細な預金者を、いかなる形で保護するといふ見解に立たれて、この問題にタッチされたか。その経過について御説明を願ひたい。今後この信用組合をめぐる零細な預金者に対して、政府はどのような特別な措置をもつて、これらの預金者を救済するといふ考え方に立つておられるかといふ点について、お尋ねしておきたいと思ふのであります。

○丹山政府委員 本郷信用組合の問題につきましては、川島委員からお尋ねがございましたが、お尋ねの項目につきましては、大分誤伝や誤聞もあるように拝承いたしましたのでございます。本郷信用組合につきましては、本年に入りましてからとかくのうわさもございまして、二月下旬から大蔵省は実地検査を執行いたしました。その結果によ

りますと、大体この組合は出資金百万円、貯金五千万円、貸出金四千四百万円、貸付の大きな組合でございますが、貯金のうち二千万円は、実は純粹の預金ではなくて、組合が苦しまぎれに借入れた高利の借入金で、貯金として置き置してあるものでございす。それからなおこの組合は、帳簿外に組合長が手形の保証をいたしましたので、少からざる額が存在するのでございす。これらの事態にかんがみまして、もしこれを普通の債権債務を見合せて整理をいたしますならば、善良な預金者の利益というものは大半をこなされるという事態に相なりますので、別途の方法をとらざるを得なかつたのであります。この信用組合につきましては、業務管理とかあるいは業務の一部の包括譲渡とかいうことが、制度上認められておりません。従いまして、やむを得ず本郷信用組合に隣接しております興産信用組合に連絡をとりまして、本郷信用組合の持つております貯金のうち、善良なるものと優良なる貸付、これを事実上興産信用組合の方に移す手配をとつたのでございす。そういたしましたものと、先ほども申し上げましたように、高利の借入金とか、あるいは帳簿外の巨額の負債というものが、組合に対する債権に入つて参りますので、かえつて預金者を害することになるものでございす。一億円融資をするというふうなお話がございまして、が、そういうことも計画したことはございす。組合がこうなりました原因は、主として理事者の経営の不当というところになります。これが救済的な金融をすることもほとんど不可能でございますので、一億円云々は一応

考えてみたいという程度にとどまるのであります。具体化しておるのはございせん。従つて預金を引継ぎました後に、この一億円融資の問題を取り消したという事実はないのでございす。

なお以上の方法をもちまして、善良なる預金者を保護いたしたいと考えるのでございす。興産に引継がれたたあとでは、興産の引継ぎました優良なる債権に見合う限りにおいては、興産信用組合が便宜預金者に貸付をする等の方法をもちまして、預金者の迷惑が少しでも減りますように努力させておるよう次第でございす。

○川島委員 大体実情はただいまの説明によつてわかりましたが、一億という融資の計画が途中で御破算になつたのであります。今の御説明によりますと、実際の預金というものはわずかに三千万円ということになるようでありす。従つてこの三千万円の大部分の預金というものは、あの近地地帯の雲細な業者の預金が多めし多めし多めしと思ひます。そこでこの問題とは切り離して、信用組合その他の協同組合に對する預金というものは、信用組合やその他の組合の経営、あるいは資産内容等についての信頼もよりありす。が、こうした金融機関というものは、現段階のところではやはり政府が直接間接に指導し、あるいは検査をするような機構になつておるもので、そういうた事例に對します深い信頼のもとに、零細な業者も安んじてこうした機関に預貯金をするという傾向に、今日ではあろうかと思ひます。しかたはあつたかと思ひます。不始末からこのような思ひの結果となり、善良

な堅実な、しかも零細な業者が一層の困難をこうむるという事態に當面したておるもので、こうした問題に對しては、信用組合自体の問題と切り離して、一般国民のこれらまじめな零細な預貯金を、何らかの形で一日も早く救済するということは、きわめて望ましい事柄ではなからうかと思ひます。あります。ことに最近のように金融が逼迫し、また一方においては零細な業者が大きな租税を負担し、しかも当面においては、それを納付しなければならぬという時期にもなつておるもので、業者はますます狼狽し困難をきわめておるということは、突によく想像されるのであります。そしてこれら零細な預貯金を救済するという信用組合自体の建直の問題は、もとより必要であります。その建直しを待つておつたのでは、預金者はなか／＼救い出せないという形になつて参りますので、建直しとは別途の形においてこれらの零細な預貯金を救済する、こういうた積極的な施策というものが、必要ではないと思ひます。が、そういう事柄について何らかの当面の問題として考へておられますれば、その点を伺つておきたいと思ひます。

○舟山政府委員 零細かつ善良な預金者が、組合経営者の不当な経営によりまして迷惑をこうむるということは、まことに遺憾な事柄でございます。御同情にたえないところでございす。その組合に對します監督といたしましては、大蔵省も定時検査の勵行、その他常時監督、監視の目を離さないものであります。一方におきまして特に最近の状況におきましては、信用組合のごときほどし／＼認可して

れという要望もございまして、当局におきましては、よほど健全な発達をすの見込みのものでないと認可したくはないのでございす。一方において、そういうた要望も非常に多いのであります。こうして数かふえて参りますと、当局の監督もなか／＼骨が折れるのでございす。預金者の保全について遺憾なきを期しておる次第であります。一たび事件が起りました後に、善良なる預金者に對して金銭的な補償をするということにつきましては、予算の関係その他に相なりますので、現在のところその制度がないので、せめて善後処置を誤らず、損害をできるだけ少く食いとめるように努力いたすよりはかなないのであります。今後とも、現に具体化しております本郷信用組合のごときにつきましては、特にその管理につきまして専門の担当官を置きまして、資産の査定の見直し、あるいは回収等につきまして、組合の職員を補助いたしまして、万遺憾なきを期しておるよう次第でございす。

○川島委員 まことにしつこいようですが、この問題について非常に困難をいたしております。人たちが多数おられますので、もう一つお尋ねしておきたいのですが、なるほど制度としてはこういつた問題に對して、政府は当然に措置するといふような仕組みにはなつておらぬことを、われ／＼は万々承知いたしておるものであります。たとえは興産信用組合というものは、どういふ資産のものでどういふ運用をやつておるか、私どもは承知いたしております。が、さだめし／＼いふ行き詰まつた信用組合を肩がわりとして、興産信用

組合なるものを大蔵当局が指定されたといふ点につきましては、その信用組合が、本郷信用組合よりは格段の健全な営業ぶりをやつておるからこそ、こういう指定をされたのであると思ひます。そこで大蔵省がもしこれら零細な預金者を何らかの形において救済してやろう、そして当面を救つてやろうという親心がありますれば、その興産信用組合に對して適當な措置により何らかの形で融資をあつせんし、そうして当面のほんとうに困つておる零細な預金者を救い、一方においては今後極力本郷信用組合の不良貸付の始末、あるいは不良でないものの債権の取立て、そういうたものをどん／＼やつて行くような形にいたすことが必要であります。当面困つておる問題を当面において救つてあげる、こういう形というものは、別途の方法によればとれないことはないのである。かといふに、われ／＼は考へておるのではありません。が、そういうたことを当局は特段の方法によりまして、措置をするといふ方針は今のところないわけでございます。その点どうでありましようか。

○舟山政府委員 ある目的のために政府資金をまわすとか、そういうふうなことにございましては、現在いろいろの制約が強く存在しております。思ふようににはできないのでございす。たとえは資金をまわすことによつて、善良なる預金者を少しでも救うといふようなことにございましては、でき得る限りの配慮をいたしたいと考へております。

○川島委員 でき得る限りということではよくわかるのですが、問題は實際問

昭和二十五年六月一日印刷

昭和二十五年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所